

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 北京市「専利保護と促進条例」改正案、引き続き意見募集中（北京市知識産権局公式サイト 2012年7月2日）
2. 国家知識産権局、専利法改正で意見募集する会議を開催（国家知識産権網 2012年7月11日）
3. 河南省、専利に係る広告の管理弁法を發布、実施（国家知識産権網 2012年7月10日）
4. 国家知識産権局、「特許出願優先審査管理弁法」を發布、来月施行（国家知識産権網 2012年7月12日）
5. 「国家知識産権局行政再議規程」が發布、9月1日より施行（国家知識産権網 2012年7月26日）

○ 中央政府の動き

1. 中口特許審査ハイウェイ試行、7月1日より開始(国家知識産権網 2012年6月30日)
2. 全国科技イノベーション大会で胡錦濤主席、温家宝総理が演説(国家知識産権網 2012年7月9日)
3. 三つの産業発展計画案が発表、特許出願1千件目指す(国家知識産権網 2012年7月5日)
4. 王岐山副総理、第3四半期の摘発活動を検討する会議を招集(国家知識産権網 2012年7月17日)
5. 林業局、今年の知財創造支援資金が2.4億元、33%増(国家知識産権網 2012年7月19日)
6. 新エネルギー車産業発展計画、自主的知的財産権を強調(国家知識産権網 2012年7月23日)
7. 国家知識産権局、権利保護の「ワンストップ」モデルを模索(国家知識産権網 2012年7月26日)
8. 国家知識産権局、「専利価値分析システム」を導入(中国知識産権網 2012年7月24日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇省代表団、WIPO本部を訪問、5分野で提携強化へ(国家知識産権網 2012年7月2日)
2. 浙江省義烏市、国際貿易の卸売市場で知財紛争調停機構を設立(国家知識産権網 2012年6月30日)
3. 青島市知識産権局、小中学校の教師を対象に研修クラスを開催(国家知識産権網 2012年7月6日)
4. 中関村、特許保険パイロット作業に資金援助、保険料の60%を提供(北京市知識産権局 2012年7月12日)
5. アモイ市知識産権局、教育・運用研究センターを共同設立、大学と提携(国家知識産権網 2012年7月23日)
6. 山東省、新しい「知的財産権戦略綱要」を審議、採択(国家知識産権網 2012年7月22日)
7. 上海市「専利補助弁法」を改正、「クリエイティブの都」を目指し(国家知識産権網 2012年7月22日)

○ 司法関連の動き

1. 上海裁判所、訴訟前差止命令の違反者を処罰、拘留10日間(国家知識産権網 2012年6月29日)
2. 上海浦東、知財事件の調停に取り組み、多くの成果を上げる(国家知識産権網 2012年7月8日)

○ 統計関連

1. 全国の専利代弁処で62.5%の出願を受理、2011年(国家知識産権網 2012年7月5日)

2. 有人宇宙活動、900 余件の特許を登録(国家知識産権網 2012 年 7 月 6 日)
3. 国家レベルのハイテク開発区による特許登録件数が約 3 万件に(国家知識産権網 2012 年 7 月 11 日)
4. 上半期の専利電子出願率が 77.3%、昨年は 67.2%(国家知識産権網 2012 年 7 月 16 日)
5. 中国の特許登録件数が 100 万件に、目標達成まで最も時間の短い国(国家知識産権網 2012 年 7 月 16 日)
6. 専利弁理士受験者数が 21.2%増、過去最高を記録(国家知識産権網 2012 年 7 月 26 日)
7. 上半期に三種類権利出願が 85.7 万件、登録が 53 万件(国家知識産権網 2012 年 7 月 26 日)

○ その他知財関連

1. 中国の特許文献、特許協力条約最小限資料に追加、1 日より(国家知識産権網 2012 年 7 月 2 日)
2. 実施率僅か 5%、改善を迫られる大学の特許活用(国家知識産権網 2012 年 7 月 5 日)

=====

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 北京市「専利保護と促進条例」改正案、引き続き意見募集中★★★

北京市法制弁公室はこのほど、市の発展改革委員会、科学技術委員会、税務局、統計局、裁判所などの責任者を招き、今年 4 月 23 日から 5 月 15 日にかけて一般向け意見募集が行われていた「北京市専利保護と促進条例」について討議するシンポジウムを開催した。

この改正案は市政府法制弁公室に提出されてから、相次いで大学や代理機構、企業などを対象に意見を募集した。今回の行政当局を対象としたシンポジウムで、改正案の内容を評価する意見のほか、各部門がそれぞれの実情を踏まえて税収優遇や統計指標、法的責任などに関して提案を行った。

2005 年に実施した現行の「北京市専利保護と促進条例」と比べて、改正案は 38 箇条から 61 箇条に増加し、侵害行為への処罰強化などを含め、専利の保護、促進、法的責任などの内容を充実させたものとなっている。

繰り返し侵害行為への対策として、改正案では、同じ専利権を再び侵害する「特定専利侵害行為」をした者に 1~10 万元の過料を科し、その違法所得を没収する規定を初めて導入した。

また、取締執行官が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、物品を勝手に移転または処分する者に対し専利管理部門が 2000 元から 1 万元の過料を処する内容が新規追加された。(北京市知識産権局公式サイト 2012 年 7 月 2 日)

★★★2. 国家知識産権局、専利法改正で意見募集する会議を開催★★★

国家知識産権局がこのほど、専利法の改正について意見を募集するための会議を北京で開催した。全国人民代表大会(全人代)の教育科学文化衛生委員会、全人代常務委の法律活動委員会、國務院の法律活動委員会、各地方の知識産権局、大学、企業、専利代理機構からの代表が会議に出席した。

最新の調査によると、国内では専利（特許、実用新案、意匠を含む）権利者の30%が権利侵害を受けたことがあり、その中に権利擁護の措置を講じた者はたった10%だった。

「举证が難しい」、「賠償額が少ない」、「権利擁護コストが高い」、「効果が少ない」などが原因とみられている。専利保護の長期的体制を確立、整備させることを狙い、国家知識産権局は昨年末に、「専利権の保護と法執行の度合いの強化」に重点を置く新ラウンドの専利法改正に向け、準備作業を発足した。今回の会議で参会者たちからは、専利保護強化の目標を支持する意見のほか、改正草案の内容についての具体的な提案が提出された。

専利法改正は国务院の今年の立法活動計画に組み入れられた。国家知識産権局では調査と討議を重ねた上、数回の会議を招集して意見募集稿の草案をすでに作成したという。改正案の科学性、合理性を確保するために、今後は引き続き各方面の意見を取り入れて修訂を加えることにしている。（国家知識産権網 2012年7月11日）

★★★3. 河南省、専利に係る広告の管理弁法を發布、実施★★★

河南省はこのほど、専利（特許や実用新案、意匠を含む）に係る広告の管理規定、「河南省専利広告發布の管理に関する暫定規定」を發布し、実施した。同省で専利技術、専利商品について広告を出すには、省知識産権局または所在地の市レベルの知識産権局から専利証明書を取得することが義務付けられることになった。

この規定によると、河南省でテレビやラジオ、新聞、定期刊行物、インターネットを利用して、専利商品、専利技術を広告で宣伝する場合、「専利広告出証（証明書発行）申請表」に記入し、特許証書などの資料とともに専利管理当局に提出し、同権利の権利者であることを証明する「専利広告証明」の発行を申請しなければならない。省知識産権局は河南省全体の、省内各市の知識産権局はそれぞれの管内の申請を審査し、証明書を発行する。

このほか、規定には知的財産権管理当局が「専利広告証明」申請の審査において発見した、専利詐称や違法広告などについて処理を行うことができる旨の内容が取り込まれている。（国家知識産権網 2012年7月10日）

★★★4. 国家知識産権局、「特許出願優先審査管理弁法」を發布、来月施行★★★

国家知識産権局はこのほど、「特許出願優先審査管理弁法」を發表した。戦略的新興産業とグリーン技術などの分野の重要技術に速やかな審査通路を提供するもので、重要成果の実用化、関連産業の発展を促進するうえの役割発揮が期待される。8月1日より施行される予定。

優先審査の適用対象には、▽省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、先端設備製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー車などの技術分野に係る重要技術の特許出願、▽低炭素技術、資源節約など、グリーン発展に寄与する重要特許出願、▽同一主題について初めて中国に提出した特許出願であり、かつ、その他の国家または地域に申請を提出した中国での最初の出願、▽その他の国家利益または公共利益に重大な意義を有し、優先審査を必要とする特許出願——などが含まれる。

なお、国家知識産権局と各国が締結した「特許審査ハイウェイ」関連協定、「中国EU協力協定」などを利用している場合は、本優先審査を受けることができない。

優先審査を請求するためには、特許出願は電子出願で行っていなければならない、かつ「特許出願優先審査請求書」の提出が必要とされる。国家知識産権局では優先審査を認めた場合、30業務日以内にファーストアクション（第一回目の審査意見通知書）を、12ヶ月以内に最終審査結果を出すこととなる。（国家知識産権網 2012年7月12日）

★★★5. 「国家知識産権局行政再議規程」が発布、9月1日より施行★★★

国家知識産権局は7月18日、「国家知識産権局行政再議規程」を発布した。総則、行政再議の範囲と参加人、申請と受理、期間と送達、附則の6章35条からなる。2012年9月1日より施行される予定で、2002年7月25日に国家知識産権局が発布した現行の「国家知識産権局行政再議規程」は同時に廃止されることになる。

新しい「国家知識産権局行政再議規程」の全文は以下のURLでダウンロードできる。

http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201207/t20120723_728543.htm

(国家知識産権網 2012年7月26日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 中口特許審査ハイウェイ試行、7月1日より開始★★★

中国国家知識産権局とロシア連邦特許庁が締結した「特許審査ハイウェイ (PPH) 試行に関する了解覚書」に基づき、中口間の特許審査ハイウェイ試行は7月1日より始まることとなった。両国の特許管理当局による協力の重要な成果の一つとみられている。

同試行プロジェクトは通常PPHと、PCT出願の国際段階成果物を利用するPCT-PPHが含まれる。出願者は国家知識産権局またはロシア連邦特許庁にPPHの請求を提出することができる。試行期間は2013年6月30日までの1年間となる。

国家知識産権局 (<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/>) とロシア連邦特許庁 (http://www.rupto.ru/mejd_sotr/sod/pph/PPH.html) の公式サイトで、それぞれのPPH請求に関する説明が掲載されている。(国家知識産権網 2012年6月30日)

★★★2. 全国科技イノベーション大会で胡錦濤主席、温家宝総理が演説★★★

北京で7月6、7の両日に開かれた全国科学技術イノベーション大会に、胡錦濤国家主席と國務院の温家宝総理が出席し、それぞれ演説を行った。

胡錦濤主席は国の中長期科学技術発展計画綱要の実施徹底、科学技術に係る体制改革の推進、経済の発展モデル転換と構造調整における科学技術の牽引的役割の発揮を強調する上、イノベーションをめぐる環境のいっそうの改善、技術成果の活用支援策の整備・実施を進める必要性を指摘した。さらに、知的財産権の創造・運用・保護・管理を強化し、社会全体で科学を尊ぶ雰囲気醸成しなければならないと語った。

温家宝総理は演説の中で、科学技術体制の改革における中心的任務として、技術と経済の結合、企業のイノベーション主体としての地位の確立、企業のイノベーション能力の向上を挙げ、企業のイノベーション能力が中国経済の将来を決めるものだとの認識を示した。温総理はまた、公平で開放的な市場環境を作り上げ、技術系中小企業の発展、国際交流協力の展開、知的財産権市場の整備を支援していく考えを明らかにした。(国家知識産権網 2012年7月9日)

★★★3. 三つの産業発展計画案が発表、特許出願1千件目指す★★★

国家発展改革委員会、科学技術部などの部門が先月末に発表した、クラウド技術、ナビゲーション・位置情報サービス技術、ブロードバンドネットワーク技術の発展に関する3つの「第十二期五ヵ年」専門計画の意見募集稿では、2011年から2015年までの5年間に三大産業での特許出願件数が1千件以上に達する目標が掲げられている。

戦略的新興産業の重要な柱として、3つの産業発展専門計画にはいずれも、核心技術の研究開発、自主的知的財産権の獲得を含めたイノベーション能力の向上が求められてい

る。この中、クラウド分野に関してはクラウドコンピューティング特許連盟と基準体系を確立し、産業チェーンの発展を推し進める、ナビゲーション・位置情報サービス分野に関しては北斗衛星測位システムを中心とする技術の応用と産業化を推進し、特許出願が300件に達する、ブロードバンドネットワークに関しては特許出願が600件に達し、自主的知的財産権を有する国際基準20件を作成する——ことが提示されている。

このほか、ブロードバンドネットワーク技術の発展について、国際基準における核心的特許が10%を超え、米国、EUと肩を並べるネットワーク技術イノベーションの三大中心の一つになる旨の内容も盛り込まれている。(国家知識産権網 2012年7月5日)

★★★4. 王岐山副総理、第3四半期の摘発活動を検討する会議を招集★★★

知的財産権侵害・模倣品製造販売を摘発する活動の全国指導グループ長を務める、国务院の王岐山副総理は16日北京で、第3四半期の摘発活動と政府機関の正規版ソフトウェア導入作業を検討する会議を招集した。副総理が会議の席上で、経済発展モデル転換促進やイノベーション環境の保護強化、国家のソフトパワーの向上につながる重要な活動だとし、先日開かれた全国科技イノベーション大会の確立した方針を徹底し、優れた業績を上げようと各地域と関連部門に求めた。

王副総理は、今年上半期に権利侵害の摘発と省レベル政府機関の正規版ソフトウェア導入作業で各地域、関連部門が収めた成果を評価し、活動を引き続き推進する必要性を指摘するうえ、第3四半期の重点活動として、農業用資材や劣悪薬品、特殊設備などの商品、商標、専利(特許、実用新案、意匠を含む)、ソフトウェアなどの分野——に重点を置き、関連部門の間で行政と司法の連係体制を確立させ、権利侵害行為を摘発し、企業と消費者の権益を確実に保護することを挙げた。

また、省レベル政府機関によるソフトウェア正規版化活動の成果を固め、来年12月に市、県レベル政府機関での正規版化の実現を確保しなければならないと強調し、啓蒙普及の強化と活動の透明度の向上などで知的財産権保護に相応しい雰囲気作りに取り組むようと呼びかけた。(国家知識産権網 2012年7月17日)

★★★5. 林業局、今年の知財創造支援資金が2.4億元、33%増★★★

国家林業局は今年、知的財産権の創造を支援する資金を大幅に増加させ、前年より33%増の2億4000万人民元を投入することを決定した。国家林業局の関係責任者が明らかにした。

同責任者によると、国家林業局では今年、産業全体と重要生態系の保全・整備をめぐる知的財産権創造の強化とイノベーションの実現に向け、公益性を有する81の研究プロジェクトの実施を決定している。この中にはシナノキ、シラカバ、キハダなどの貴重な樹種の育種、繁殖、パパイアなどの産出率の高い経済林の栽培、栗、クルミなどの油用植物、食料用植物の栽培普及、加工技術研究——などが含まれる。

国家林業局は近年、知的財産権関連の活動を高く重視し、「国家知的財産権戦略綱要の実施に関する指導意見」、「林業知的財産権の第十二次五ヵ年計画」、「林業知的財産権年度報告」などを作成、発布したほか、林業をめぐる知的財産権のデータベースと公共情報サービスシステムの構築、重点分野の知的財産権に係る早期警報体制の研究などに取り組んできた。

昨年に林業分野で登録した中国特許は1万4103件で、前年より9%増えている。このほか、林業分野の植物新品種の申請が862件、登録が331件、地理的表示の申請が前年より124%増の148件となっている。(国家知識産権網 2012年7月19日)

★★★6. 新エネルギー車産業発展計画、自主的知的財産権を強調★★★

国家発展と改革委員会が作成した「省エネ・新エネルギー自動車産業発展計画（2012-2020）」はこのほど、国務院により正式に発布された。発展計画では特に、自主的イノベーションと、自主的知的財産権を有する技術、基準、ブランドの育成を急ぐことが強調された。

同発展計画は、省エネ・新エネルギー自動車の研究開発体系の確立を急ぎ、企業の同分野に対する投資を促し、業界をまたぐ省エネ・新エネルギー自動車技術発展連盟の設立や技術資源の共有を奨励するとしている。このほか、企業を主体とし、研究機構と大学が加盟する産業技術イノベーション連盟の設立・発展も奨励される。

発展と改革委員会の責任者によると、発展計画には▽産業の競争力向上に向けた、商標ブランド戦略の実施、知的財産権の創造・運用・保護・管理の強化、産業チェーンをカバーする特許システムの構築、▽知的財産権担保融資を含む金融サービスの強化、▽知的財産権と技術人材の育成強化——などに係る内容も取り込まれている。（国家知識産権網 2012年7月23日）

★★★7. 国家知識産権局、権利保護の「ワンストップ」モデルを模索★★★

広東省中山市古鎮鎮で開かれた、知的財産権の権利保護の快速な対応に関する活動会議で、国家知識産権局の田力普局長が演説を行い、中山市での知的財産権保護の快速モデルの導入・普及を引き続き支援するとともに、要件をそろえた地域を選出し、「ワンストップ」保護の全国での展開を実施する方針を明らかにした。

中山市の古鎮鎮は「中国照明の都」として知られている。国家知識産権局が2010年末に「中国中山（照明）知的財産権快速権利擁護センター」の設立を批准し、昨年6月に同センターは正式な運営を始めた。迅速に権利確定することを重要な業務として扱う国家知識産権局は同センターで、早期審査と費用のオンライン納付などに関するパイロットプロジェクトを実施した。

同センターを通じて意匠権を出願する権利者は、最も早い場合、一週間で電子登録することができるという。国家知識産権局の専利復審委員会（審判担当部署）も、権利確認と権利擁護の快速な対応に向け、中山市を同委員会の「巡回口頭審理計画」の実施先に取り入れた。

田局長は演説の中で、知的財産権保護の快速な対応に関するパイロットプロジェクトで中山市の収めた成果を評価するとともに、その経験を総括し普及させ、権利保護の快速なモデルを引き続き模索し、経済・社会の発展における知的財産権の重要な役割を生かせるよう取り組むことを呼びかけた。（国家知識産権網 2012年7月26日）

★★★8. 国家知識産権局、「専利価値分析システム」を導入★★★

国家知識産権局は7月20日、中国知的財産権研修センターで「専利価値の分析実務」をテーマとする研修クラスを開催した。特許や実用新案、意匠を含む専利の価値分析についてその背景、目的、意義を説明する上、全国で専利価値分析活動を展開する方針を明らかにした。各地方の知識産権局、知的財産権モデルパーク、企業、研究機構、代理機構、マスコミからおよそ200名の関係者が研修に参加した。

専利の運用・管理で直面する「評価しにくい」という課題を解決するために、国家知識産権局は昨年、中国技術取引所に「専利価値分析体系とマニュアル」の研究を依頼した。中国技術取引所は機構数十社と専門家の意見を取り入れ、調査と研究を重ねて同システム

の開発に成功した。

専利の運営・管理の核心として、専利価値の分析は法律、技術、経済の三つの面に着眼し、投資者と権利者の戦略作成に資する科学的な分析を行うもので、専利に係る取引、許諾、譲渡、融資、出資、実施などで重要な役割を果たすことが期待される。

国家知識産権局では業務訓練と人材育成を強化し、専利価値アナリスト就業制度を整備することで、専利価値分析システムが業界基準になるよう働きかけることにしている。また、同システムの普及を押し進めるために、同局は近く、各地方の知識産権局と企業などを対象とするパイロットプロジェクトを実施する予定だという。(中国知識産権網 2012年7月24日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 江蘇省代表団、WIPO 本部を訪問、5 分野で提携強化へ★★★

江蘇省の傅自応副省長の率いる友好代表団がこのほど、ジュネーブにある世界知的所有権機関 (WIPO) の本部を訪問した。傅自応副省長と WIPO の王彬穎事務次長が会談を行い、商標マドリッド国際登録と保護分野での交流、提携の推進について意見を交わした。

双方は、▽商標国際登録と保護で江蘇省企業の直面する課題の対応、▽江蘇省におけるマドリッドシステム活用の調査・研究、▽江蘇省の知的財産権人材の育成支援と研修活動の実施、▽江蘇省の知的財産権管理当局による商標関連業務への指導、支援、▽国際上の知的財産権保護と管理に関する政策、動向についての情報共有——の5つの分野で提携を強化することで合意した。

このほか、江蘇省で世界知的財産権取引の国際博覧会を共催することや、江蘇省で知的財産権の国際研究機構を設立することについて、さらに協議を進めることで一致した。(国家知識産権網 2012年7月2日)

★★★2. 浙江省義烏市、国際貿易の卸売市場で知財紛争調停機構を設立★★★

国際貿易促進に向けた包括的改革に取り組んでいる浙江省の義烏市では、現地の商品市場の実情を踏まえた知的財産権保護のメカニズムを模索している。同市はこのほど、国際貿易専門の卸売市場、「義烏国際商貿シティ」に知的財産権紛争調停委員会を設立した。

自律的な民間調停機構として発足した同委員会は、市の科技局、工商局、裁判所、税関などの知的財産権関連当局から指導を受けて、特許や商標、著作権、知的財産権関連訴訟、輸出入貨物に係る権利侵害などをめぐって、調停業務を展開することにしている。イノベーションの促進と知的財産権の保護での活躍が期待されている。

同委員会の業務展開をサポートするために、義烏市はまた、「国際商貿シティ知的財産権紛争調停ガイド」も作成した。(国家知識産権網 2012年6月30日)

★★★3. 青島市知識産権局、小中学校の教師を対象に研修クラスを開催★★★

青島市知識産権局は7月4日、市教育局と共同で、小中学校の教師を対象とする初めての研修クラスを開催した。市内の各区の科技局、教育局の知的財産権を担当する責任者、各小中学校からの知的財産権、科学普及を担当する教師が研修に参加した。

研修クラスで専門家により専利(特許、実用新案、意匠を含む)、著作権に関する法律、法規の知識が紹介されたほか、小中学校の科学普及教育と生徒たちの発明創造活動の実情を踏まえた、専利出願の実務、著作権保護の事例などについての説明が行われた。

研修クラスの開催で同市の知的財産権教師の育成、小中学校での知的財産権教育の普及を推進することが期待される。(国家知識産権網 2012年7月6日)

★★★4. 中関村、特許保険パイロット作業に資金援助、保険料の60%を提供★★★

北京の中関村管理委員会がこのほど発表した、「中関村国家自主的イノベーションモデルパークの新技术新製品の応用普及を支援する専門資金の管理弁法」に、専利執行保険が支援対象として取り込まれた。「中関村初の重大技術装備」、「中関村新技术・新製品」と認定されたもので、専利執行保険（権利侵害された場合の調査費用や弁護士費用、訴訟費用などを保険会社が支払う特許保険）に加入する場合、保険料の60%に当たる補助金を受けられることになる。

国家知識産権局が今年4月11日に中関村での特許保険パイロット作業の実施を認めたのを受け、パイロット作業の担当部署として中関村知的財産権促進局は、政策、企業、サービス機構の各面を視野に入れて着手し、一連の促進策を講じて、専利保険料の補助を「管理弁法」に取り込むよう中関村管理委員会に働きかけた。

専利保険が資金援助対象になったことは、企業のリスク意識の向上とリスク管理能力の強化につながるほか、特許保険を用いてイノベーション企業の発展をバックアップするためのパイロット作業の更なる展開にもつながると見られている。（北京市知識産権局2012年7月12日）

★★★5. アモイ市知識産権局、教育・運用研究センターを共同設立、大学と提携★★★

アモイ知識産権局とアモイ理工学院は7月20日、アモイ理工学院に「知的財産権教育・研究センター」を共同設立することで合意し、署名式典を開催した。

署名式典の後に行われたシンポジウムで、双方は知的財産権の創造・運用、人材の育成などについて幅広く討議を交わした。アモイ市知識産権局の徐文東局長は会議の席上で、研究センターの設立をきっかけに、創造業と情報業などの分野での優位性を生かして、知的財産権のイノベーションを促進し、法律や政策、管理などの分野の人材を多く育成しようと理工学院の関係者に向け呼びかけた。

知的財産権教育・研究センターを通じて、知的財産権の産業化促進が期待されている。同センターはアモイ市の企業や一般の人々に向け、知的財産権関連の育成訓練、啓蒙普及などのサービスを提供し、先端製造業と新興産業の発展をサポートし、知的財産権をめぐるコンサルティング、調査研究などの業務を展開する予定だという。（国家知識産権網2012年7月23日）

★★★6. 山東省、新しい「知的財産権戦略綱要」を審議、採択★★★

7月19日に山東省政府が行った省の知的財産権合同会議で、新しい「山東省知的財産権戦略綱要」が審議、採択された。合同会議メンバー機関からの責任者と連絡担当官らが会議に出席した。

会議では省科技厅の責任者が「綱要」作成の作業状況などを報告したほか、省知識産権局の于智勇局長が「綱要」に対する各部門の意見をまとめて説明を行った。出席者らは「綱要」について討論、審議を行い、改善の意見を提案する上、山東省の実情を踏まえたものだとし、綱要に盛り込まれた目標、重要任務、施策などの内容を認可し、原則的に採択するとの意見で一致した。

同「綱要」は今回の会議で提出された意見に基づき修訂を加えた後、省政府により発布される予定だという。（国家知識産権網2012年7月22日）

★★★7. 上海市「専利補助弁法」を改正、「クリエイティブの都」を目指し★★★

上海市知識産権局と財政局はこのほど、「上海市専利補助弁法」を改正し、発布した。7月1日より施行されたこの新「弁法」には、支援の範囲・内容の拡大と支援基準の調整、審査手続の規範化などの内容が取り込まれた。(専利：特許、実用新案、意匠を含む)

改正「補助弁法」は、一般補助と特殊補助の二つの形で専利の創造・運用・保護・管理を全面的にカバーするように支援の範囲を拡大した。また、専利管理の基準化や戦略策定、データバンクと早期警報システムの整備などに当てる資金として、パイロットプロジェクトに選定された企業・研究機関などに40から60万元の補助金を提供するとしている。このほか、▽戦略的新興産業、コンテンツ・クリエイティブ産業、ハイテクサービス業などの市の重点産業へのサポートを強化し、「クリエイティブの都」を目指す、▽国外での特許出願を奨励し、対象国家・地域を拡大する、▽補助の方式と補助金の構成を調整する、▽審査の時限や補助金の支給手続などを含め、活動のいっそうの規範化を図る——などの内容も盛り込まれている。(国家知識産権網 2012年7月22日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海裁判所、訴訟前差止命令の違反者を処罰、拘留10日間★★★

上海で開催された国際展示会で、他社の意匠権を侵害した疑いがあるとして裁判所の訴訟前差止命令を受けたが、販売中止を拒否した企業の責任者に、上海第一中級人民法院(裁判所)は拘留10日間の処罰を下した。権利者のベルギー PIGANOL 社とベルギー領事館は、同裁判所を訪れ、その効果的な知的財産権保護に感謝の意を示し、知的財産権保護の承諾を履行する中国の姿勢を賞賛した。

この事件は PIGANOL 社が国際展示会で自社のデザインを模倣した広東省のある会社の製品を発見し、裁判所に模倣品販売についての訴訟前差止命令を申請したもの。しかし、裁判所の裁定書を受け取った広東省の会社は執行を拒否した。このため、裁定書を出した上海第一中級人民法院は同会社に罰金10万元、関係責任者に拘留10日間の処罰を下した。

「訴訟前差止命令」とは、権利の侵害を受けたことを証明できる権利者の申請を受け、裁判所が、訴えられた当事者に対し関連製品の販売などを中止するよう命じることを言う。今回の事件について、上海第一中級人民法院の隋海君裁判官は、訴訟前差止措置に関する「専利法」第66条の規定を適用したと説明した。(国家知識産権網 2012年6月29日)

★★★2. 上海浦東、知財事件の調停に取り組み、多くの成果を上げる★★★

上海浦東新区の知的財産権人民調停委員会は2007年11月に設立して以来、知的財産権関連事件の調停に積極的に取り組み、4年間で裁判所の依頼した54件、自ら受理した28件、合わせて82件の調停に成功し、多くの成果を上げている。権利別には専利が9件、商標が8件、著作権が51件、営業秘密が5件、不正競争が4件、契約紛争が5件となっている。

知的財産権専門の弁護士と、バイオ医薬や集積回路、ソフトウェアなどの業界専門家25名より構成されている同調停委員会は、その堅固な理論的基礎と豊富な実務経験を生かして、知的財産権関連事件の効果的な解決に取り組んできた。最低半年、長ければ2、3年もかかる裁判所での訴訟に比べて、調停には速やかで一括的、友好的な解決を実現できるメリットがある。「18本の映画を無断配信したある視聴サイトに関する事件で、裁判所では普通、18の事件として別々に審理することになるが、一回の調停で和解が成立した」と責任者の朱妙春主任が説明している。係争していた当事者が和解で友好的に紛争を

解決し、調和の取れた社会的雰囲気維持にも寄与している。

調停により和解を達成した双方の当事者は浦東裁判所に調停書の発行を申請することもできる。これにより、調停委員会の調停は裁判と同等な効力を持つ。また、浦東裁判所は業務指導、物的支援などの面からも調停委員会の活動をサポートしているという。(国家知識産権網 2012年7月8日)

○ 統計関連

★★★1. 全国の専利代弁処で62.5%の出願を受理、2011年★★★

特許、実用新案、意匠を含む専利の出願を受理する専利局の出先機関として、全国に点在する専利代弁処は昨年、総出願件数の62.5%にあたる102万1000件の専利出願を受理した。前年より20%増えている。また、各代弁処では専利284万5000件(同30%増)の料金を徴収した。国家知識産権局がこのほど代弁処業務に関して行った活動会議で明らかになった。

特許などの出願と料金の徴収を主要業務としていた専利代弁処は、出願件数の急増と、地方における専利業務への需要増加で、業務範囲の拡大が求められた。国家知識産権局は2007年により代弁処業務の拡大に着手し、とくに昨年に長足の進歩を遂げた。

全国の専利代弁処が扱った専利実施許諾契約の届出手続は昨年、9113件に達し、全体の88.7%を占めている。これらの契約は総額30億人民元に上り、2万2000件の専利を含んでいる。

業務量の急増に対応する同時に、各代弁処は業務の質の向上にも取り組んでいる。昨年の書面出願受理の平均誤差率は0.11%に下げ、電子出願を含めれば全体の平均誤差率は0.08%となっている。書面による出願の受理手続はほぼ当日完成を実現した。(国家知識産権網 2012年7月5日)

★★★2. 有人宇宙活動、900余件の特許を登録★★★

宇宙ステーション天宮1号と初めての有人ドッキングを果たし、新型宇宙ステーションに3人の乗員を移送することに成功した「神舟9号」までに、20年間続いてきた中国の有人宇宙活動で、900件以上の国内特許が登録されている。航空宇宙産業全体の實力を向上させたほか、関連分野の科学研究を促進している。中国有人宇宙プロジェクト弁公室の責任者が明らかにした。

20年間にわたる自主的な研究を通じて、中国は有人宇宙活動分野における▽有人宇宙往復輸送、▽宇宙飛行士の船外活動、▽ランデブー——の三大基盤技術の開発に成功し、有人宇宙活動に関する一連のコア技術を取得しており、航空宇宙技術の全面的向上を実現した。(国家知識産権網 2012年7月6日)

★★★3. 国家レベルのハイテク開発区による特許登録件数が約3万件に★★★

最初の国家レベルハイテク開発区を設立してから20周年を迎える今年に、中国の国家レベルハイテク開発区は88箇所に達した。全国のハイテク企業の50%以上を集めている国家レベルハイテク開発区は、特許登録件数が昨年に2万9000件に達し、全国の企業による登録件数の50.7%を占めた。

20年間で国家レベルハイテク開発区は自主的知的財産権を有する重大技術成果を多数取得している。インターネットや新エネルギーなどの分野において、強い競争力を持つ100以上のイノベーション型産業群と、100以上の特色ある産業基地を抱えるようになった。(国家知識産権網 2012年7月11日)

★★★4. 上半期の専利電子出願率が 77.3%、昨年は 67.2%★★★

国家知識産権局と各地方の知識産権局が専利（特許、実用新案、意匠を含む）電子出願の普及に取り組んでいた結果、今年 1 から 6 月の全国の電子出願率は 77.3%に達し、2011 年通年の 67.2%より 10.1 ポイント増加した。国家知識産権局の関係責任者が明らかにした。

1 から 6 月の三種類権利の電子出願は 65 万 8000 件に達している。江蘇、雲南、四川、貴州、福建、遼寧の 6 省で全体の電子出願率が 80%以上、代理機構の電子出願率が 95%以上との二つの目標を同時に達成した。このほか、上海市では全体の電子出願率が 80%以上、江西、安徽、重慶、黒龍江、寧夏、浙江、山東、河北、広東、湖南、青海、吉林、河南の 13 地域では代理機構の電子出願率が 95%以上とそれぞれ実現している。

6 月当月では全国の電子出願率が 81.5%、代理機構の電子出願率が 97.4%、電子出願率が 85%以上の地域が 15 省（直轄市）、代理機構の電子出願率が 95%以上の地域が 25 省（直轄市）となっている。また、全国の 885 の代理機構の中に 690 社は電子出願率が 95%を超えている。一方、今年 1 月の全国の電子出願率が 69.7%、代理機構の電子出願率が 90.7%で、電子出願率は増加傾向を続けていることがわかった。（国家知識産権網 2012 年 7 月 16 日）

★★★5. 中国の特許登録件数が 100 万件に、目標達成まで最も時間が短い国★★★

国家知識産権局の田力普局長は 7 月 16 日に北京で行われた「100 万件目発明特許登録証書発行式」で、中国の第 100 万件目となる特許の証書を発行した。

100 万件目となった特許の名称は「トウモロコシ葉の仮想モデルの制御面要素区分法」。その技術は国の「863 計画」（1986 年 3 月に始まった計画、国家高度技術研究展開プロジェクト）の成果に属し、主に農業科学分野に応用される。

統計によれば、今年 6 月末の時点で、中国が受理した特許出願件数は 311 万 4 千件、特許登録件数は 100 万件に達し、うち、国内の特許登録件数は 51 万 8 千件あった。1985 年に初の特許が登録されて以来、わずか 27 年間で特許登録数 100 万件という目標を達成し、中国は世界でその目標達成までの期間が最も短い国となった。

また、専門家によると、近年来中国の特許登録は▽特許の年間登録件数が急増している、▽国内出願者の特許登録が占める割合が絶えず高まる、▽国内で職務発明登録の割合が徐々に高まる、▽国内企業による特許登録件数が年々大幅に増加している——などの特徴を見せていることがわかった。（国家知識産権網 2012 年 7 月 16 日）

★★★6. 専利弁理士受験者数が 21.2%増、過去最高を記録★★★

今年の全国専利代理人（弁理士）試験に受験願書を提出した人数は 1 万 6780 人に達し、前年より 21.2%増加し、過去最高の受験者数を記録した。国家知識産権局の関係者が明らかにした。

全国の各省、自治区、直轄市、及び香港、マカオ、台湾の各地域からはいずれも申請者がいた。この中、香港が 44 人、マカオが 2 人、台湾が 223 人となっている。法律知識だけの受験申請者は 1385 人、代理実務だけの受験申請者は 1553 人で、3 科目すべてを受験する者は 1 万 3697 人だった。

全国に設置される試験会場は前年の 18 カ所から 20 カ所に増加し、試験会場の数も過去最多となっている。また、台湾地区の受験者が去年、福州でしか受験できなかったが、今年は北京、上海、広州でも受験可能となる。

国家知識産権局が1992年に全国専利代理人試験を初めて実施して以来、今年は14回目となる。(国家知識産権網 2012年7月26日)

★★★7. 上半期に三種類権利出願が85.7万件、登録が53万件★★★

今年1から6月の専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願件数が前年の同じ時期より26.8%増の85万7000件、登録件数が同19.1%増の53万件で、いずれも成長傾向を維持した。この中、特許出願が18.3%増の25万8000件、特許登録が28.9%増の10万7000件となっている。

実用新案出願は29%増の31万6000件で、意匠出願は32.9%増の28万3000件だった。特許出願を国別で見ると、内国出願が全体の77.9%にあたる20万1000件、外国出願が22.1%の5万7000件となっている。また、内国出願の中に、職務発明は16万3000件、非職務発明は3万8000件だった。

登録件数では実用新案が26.3%増の23万5000件、意匠が6.8%増の18万8000件となっている。特許登録件数の内、内国登録が職務発明の6万件と非職務発明の1万件をあわせた7万件、外国登録が3万7000件だった。

上半期に三種類権利の出願件数の伸び幅が26.8%で、前年の44.8%より明らかに減速したことがわかった。登録件数の伸び幅も前年より4.9ポイントを下回った。一方、特許登録件数が28.9%増加し、速い成長を続けている。(国家知識産権網 2012年7月26日)

○ その他知財関連

★★★1. 中国の特許文献、特許協力条約最小限資料に追加、1日より★★★

7月1日より中国の特許文献が特許協力条約(PCT)最小限資料に追加された。PCTメンバー国が国際特許出願を審査する際に先行技術調査をする最小限の文献範囲である、PCT最小限資料に追加された国(機関)として、中国は11国目となる。

国家知識産権局の田力普局長が2011年1月、世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に書簡を送付し、中国特許文献のPCT最小限資料への追加を提案した。その後、9月29日にスイスのジュネーブで開かれたWIPOのPCT連盟大会で、同提案を取り入れた特許協力条約改正案が全員一致で採択された。

提案が採択されてからのおよそ1年間に、中国の特許出願は急増する傾向を維持し、今年6月27日時点の特許文献が約350万件に達した。国家知識産権局の文献編集と情報サービス能力が向上しつつあるのに伴い、中国の特許文献は世界の特許文献資源の重要な一部分となっている。PCT最小限資料に正式に追加されたことにより、中国の特許制度の活用、国家知的財産権戦略の実施徹底、それに科学技術と経済の発展がさらに促進されるとみられている。(国家知識産権網 2012年7月2日)

★★★2. 実施率僅か5%、改善を迫られる大学の特許活用★★★

国内の知的財産権をめぐる環境の改善にともない、大学による知的財産権創造活動に目覚ましい進捗を見せている。一方、様々な原因により、大学の取得した知的財産権の活用はある程度、実施しにくいという課題に直面している。

教育部が発表した「中国大学知的財産権報告」によると、国内の大学による専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願がここ25年間であわせて、25年前の52倍にあたる31万9595件に達し、登録件数が同113倍の4万3153件となっている。しかし、専利の実施率は平均でたったの5%に留まり、企業の実施率を大幅に下回っている。

大学の専利実施率向上を目指し、国と各地の知的財産権管理当局が相次いで支援策を作

成、発表した。国家知識産権局と教育部が「大学の知的財産権活動の更なる強化に関する若干意見」を共同発布したのを受け、各地で同意見の実施徹底に向け、一連の施策が打ち出されている。天津市知識産権局が天津大学、南開大学、天津工業大学などと知的財産権分野における全面的な提携で合意した。福建省では省知識産権局が教育庁と共同で大学の知的財産権活用を促す施策を打ち出している。(国家知識産権網 2012年7月5日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved